

「ダイバー光ネット I S P サービス個別規約」

本規約は、株式会社ダイバーシティメディア(以下「当社」という)が定める、「ダイバー光ネット I S P サービス標準規約」(以下「標準規約」という)における個別規約(以下「本個別規約」という)として発効します。

第1条 (適用)

1. 本個別規約は、当社が会員に提供するインターネット接続サービス (以下「接続サービス」という) の提供条件を定めるものです。
2. 本個別規約は、予告なく変更することがあります。この場合、料金その他のサービス提供条件は、変更後の規約によります。

第2条 (「接続サービス」)

1. 接続サービスとは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社 (以下「NTT 東日本/西日本」という) あるいはその他の第一種通信事業者が提供する電気通信サービスに対応し、主としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行います。対応する電気通信サービスは、当社が運営する Web ページその他の媒体で通知するものとし、その対応時期についても同様とします。また、各電気通信サービスは、会員の責任と費用によって準備されるものとし、
2. 1項で定める接続サービスは、標準規約第2条により入会契約が成立した会員が当社が指定する利用条件を満たし、かつ当社が別途指定する手続に従って申し込み、当社がこれに承諾を行い手続きを完了した時から利用できるものとし、
3. 1項で定める接続サービスは、インターネット上の児童ポルノの流通による被害児童の権利侵害の拡大を防止するため、児童ポルノアドレスリスト作成管理団体の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定されたサイトまたはコンテンツに対して、閲覧を制限することができます。
4. 1項で定める接続サービスは、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手順を用いて行われる当社所定の電気通信を検知し、当該電気通信に割り当てる帯域を制御すること等により、電気通信の速度や通信量を制限することができます。

第3条 (条件)

1. 接続サービス利用の上で、会員及び利用ユーザは標準規約第9条に定める他、別途当社が定める海外アクセスポイントを利用することができるものとし、
2. 当社は善良なる管理者の注意義務をもって接続サービスを提供いたしますが、データのサーバへの転送速度またはインターネット・Web ページのコンピュータ端末での表示速度等、当社の提供するサービスが会員の希望する水準を満たしていない場合においても、当社は会員に対して責任を負わないものとし、利用料金の返金等の責を負わないものとし、
3. 当社は、第2条に定める接続サービスにお申込みいただいた会員を、標準規約および本個別規約にご同意いただいたものとみなします。

第4条 (料金)

接続サービスの利用料金額及び支払い方法は、標準規約第13条、14条に従い、その具体的な方法については同規約第7条に定める方法で通知されるものとし、

第5条 (その他)

1. 会員は、標準規約に基づき退会あるいは会員資格を失った場合、接続サービスの利用は当然にできなくなるものとし、
2. 接続サービスの利用について本個別規約に定めのない事項は、標準規約が適用されるものとし、

附則

本規約は令和3年2月1日より実施するものとします。